

**会議結果報告書**  
(会議内容全文)

会議の名称	平成 29 年度第 3 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 29 年 8 月 30 日 (水) 14:00~15:30 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6 名/7 名中	品川ひろみ、齋藤寛子、前田元照、松本直子、三井有希子、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	4 名

議事	概要
ニーズ量の 設定につい て	<p><b>【部会長・会議開催】</b></p> <p>本日の会議では、これまで 3 回にわたり、部会で検討してきた「札幌市子ども・子育て支援事業計画」の見直し案の議論の内容について、本日までの議論を踏まえて、9 月 1 日に開催される札幌市子ども・子育て会議本会議において検討結果の報告することとなるため、その内容を含めて確認する。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>ニーズ量の状況については、4 月 27 日に開催した第 1 回の部会において報告していたところだが、その後、平成 29 年の就学前児童数が確定したことから、この児童数に基づく最新の将来人口の推計を行っている。また、1 号に含めて計上していた 2 号教育のニーズについては、前回の部会の事業計画見直し案で承認されたとおり教育と保育部分は供給量確保の優先順位を明確化したことから、その過不足の実態を明確にするために分けて標記することとした。</p> <p><b>○資料 1 「ニーズ量の設定について」を用いて説明</b></p> <p>資料は、左側と右側で分かれている構成となっており、左側が今年度第 1 回の部会時に示した内容、右側が最新の推計値によるニーズ量を算出した内容となっている。</p> <p>「1 利用移行率・就学前児童数の変化」の就学前児童数は再推計したことから 85,749 人から 83,338 人に数値が変わっており、利用意向率については平成 28 年度に実施した調査値から変更はない。この就学前児童数と利用意向率を掛け合わせ、改めてニーズ量を算出した結果が、「2 前回調査との比較」の表である。就学前児童数が再推計により減少したことから、ニーズは全体的に減少している。</p> <p>教育部分について見ると、全体としては前回調査と比べ減少しているが、2 号教育は増加している。保育部分は全体として増加しており、特に 1・2 歳ニーズ量が約 2,900 人と大幅に増えている。</p> <p>「3 現状の供給量との比較」で今年 4 月の供給量と比較すると、教育部分について 1 号認定は 6,800 人の供給量が余剰する一方、2 号教育は約 3,400 人分の供給量が不足する結果となっている。また、保育部分では特に 1・2 歳が約 2,600 人不足する状況になっている。</p> <p><b>○参考資料『市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための</b></p>

**考え方の改定について』(事務連絡)」を用いて説明**

前回の部会の後、6月29日付けで国から示された事務連絡について説明する。1月に示され、部会でも報告している中間年の見直しに関する考え方について、改訂版が示された。

1ページ目の中段部分に追加された記述(下線部分)の内容について、国の「子育て安心プラン」において、平成31年度末までの2年間で待機児童を解消するための受け皿整備を進め、遅くとも平成32年度末までに待機児童を解消することに加え、平成34年度末までに25～44歳の女性就業率80%に対応できるよう受け皿を整備することとされたことを受けて、潜在的な保育ニーズを十分に把握した上での適切な見直し作業を進めることとされている。本市においては、ニーズの再調査を実施したところであり、今回の再調査結果による利用意向率の上昇は、近年の女性就業率(25歳～44歳)の大幅な上昇等による影響と捉えている。また、ニーズ調査結果には、今後の女性就業率の更なる上昇分についても潜在的ニーズとして含まれている。

今回、国が「子育て安心プラン」で示した女性就業率の目標によって、将来的には再調査結果を上回るニーズとなることも想定されるが、現時点でその数値を推計することは困難であることから、このたびの見直しにおいてはニーズ再調査の結果を用いることとしたいと考えている。(資料1最下段に記載)

なお、7ページ目に示されているとおり、今年の夏頃に基本指針等が改正される予定となっており、この基本指針に基づき修正した内容で、本日の部会で審議する予定としていたが、現時点では国の基本指針の改正の見通しが立っていない状況となっている。したがって、この通知において示された内容に基づき、事業計画の見直し作業を進めているところである。

事業計画の見直し案について

**○資料2-1「事業計画の見直し案について『提供体制(供給量)の確保に当たっての考え方』部分」を用いて説明**

事業計画の見直し案「供給量の確保に当たっての考え方」については、前回部会にて承認いただいたところだが、国の中間見直しの改訂版が示されたことなどを受けて、網掛け部分を前回の案から修正しているため、修正箇所を中心に説明する。

2ページ目中段<教育(1号・2号学校教育利用希望)の供給確保策>について、資料1の説明においても説明したとおり、2号教育部分が約3,400人、3号1・2歳が約2,600人分不足しているという状況を踏まえ、それらのニーズに応える供給量の確保手法として「②既存認定こども園の増築等による定員増」・「④認定こども園の新規整備」を新たに追加した。また、その下の<保育の供給確保策>については、「子育て安心プラン」や、先ほど説明した中間年の見直しのための考え方の改訂版においても、「各種事業を活用し、幼稚園における0～2歳児の受入れについて積極的に対応すること」とした内容が新たに盛り込まれたことを踏まえ、②では既存幼稚園による小規模保育事業等の整備を追加している。更に「0～2歳の一時預かりを実施する幼稚園については3号認定を供給量として計上することを可能とする」ことが示されたことから、④では既存幼稚園等における一時預かり事業を追加している。

次に3ページ目の中下段の網掛け部分については、前回の趣旨はそのままに表現についての修正を行った。

最後の4ページ目の下段については、保育士の人材確保・資質向上の重要性について記載するとともに、表現について簡潔となるよう整理した。

#### ○資料2-2「事業計画の見直し案について『需給計画』部分」を用いて説明

資料2-2は、新たに作成した「需給計画」部分についての見直し案である。ここでは、主に現計画の目標年次等の修正のほか、ニーズに対する供給量の確保の考え方や、ニーズの変化に対する考え方などについて整理をしている。資料の構成は、左側が現計画、右側（中列）が見直し案となっている。

まず、見直し案の「需給計画のポイント」の1行目にあるとおり、目標年次を平成32年度としている。

次に、幼稚園等を利用したいというニーズの項目の中で、2号教育ニーズに対する供給確保策を明確化するため、「幼稚園の認定こども園化」による一定量の供給確保をすること、それでもなお不足する場合は「1号の幼稚園等での一時預かり」により賄う旨の内容を追加している。

また、先ほどニーズ量の設定について説明したところだが、計画値を超えるニーズが現れた際には、必要に応じた迅速かつ柔軟な対応をとることができるよう、ニーズ変化への対応について明記した。この中では、国が「子育て安心プラン」において予測する将来的な女性就業率の上昇に伴う保育利用意向率の上昇や、計画策定後に判明する大規模開発等によるニーズの変化には、「量の見込み」を適切に補正することにより対応することで、ニーズに対して速やかな対応を図りたいと考えている。

なお、ニーズ量の設定の考え方とともに、この事業計画の見直し案が確定した後は、行政区別及び1～3号の認定区分別のニーズ量に対する供給計画を作成し、その内容を「需給計画」の供給量として掲載する。

#### 【主な委員意見・質問】

- ・供給量の確保の優先順位（資料2-1の2ページ目中段）について、教育、保育それぞれの供給確保策に「認可保育所から認定こども園への移行」とあるのは理解し難い。保育所が認定こども園へ移行することにより1号を設定することで、教育の供給量が増えるかわりに、保育の供給量が減るようであればニーズの現状と逆行しているのではないか。

→認可保育所からの認定こども園への移行によっては、教育の供給量が増加することになる。この点、本市においては、教育の供給量は充足している状況であるため、認可保育所からの認定こども園への移行を認める理由はないという考え方になる。しかし、一方において、保護者の就労形態を問わず、就学前まで一貫して通園できる認定こども園については、既存施設からも可能な限り移行させていく、というのが国の方針である。よって、教育の供給量が充足している状況にある中でも、認定こども園への移行を進められるように、供給確保策に位置づけしているものである。なお、認可保育所からの認定こども園への移行に当たっては、保育の供給量が減少しないように求めている。

・そうであれば、認定こども園の推進に関する記載を加えてはどうか。

→加えることを検討する。

- ・2号教育ニーズに対する供給確保策として、幼稚園等の一時預かり事業で賄うとされている（資料2-2の5ページ目中段）が、一時預かり事業で16時くらいまでしか預かることができない園もあり、特にフルタイムで働く保護者にとって有効に利用できるものかは疑問があるため、行政が基準を設けるべき。

→幼稚園等の一時預かり事業などを供給確保策とすることについては、これまでの部会において承認いただいているところである。この際には、保育の質を確保できるような基準を求めるなど、利用する方にとって有効なものとなるようにという意見を受けており、本市としては、この意見を受けて、そのような配慮をする方針である。

- ・地域型保育事業のうち事業所内保育事業について、優先順位に位置づけない。（資料2-1の3ページ目）ということについて補足の説明をしてほしい。

→事業所内保育事業については、企業が従業員の福利厚生のために設置するという性格があるため、優先順位に位置付けをせずにその認可等について判断することとしている。資料右列に記載しているとおおり、本会議において既に決定している事項であり、計画見直しを機に、これを明記するものである。

- ・供給量の確保に向けた環境整備（資料2-1の4ページ目）について、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的に取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して取り組むことを計画に記載してはどうか。

→記載することで、再度文言を整理する。

主に上記の質問・意見があり、これらを受け、資料2については一部文言を整理することとした上で承認された。

札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

### 【事務局説明】

#### ○資料3を用いて説明

資料は、9月1日に開催される札幌市子ども・子育て会議本会議における資料であり、これまでの部会での議論の内容を踏まえて作成している。

「1 子ども・子育て支援事業計画について」では、事業計画の位置付け等について記載している。この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期とする教育・保育等の提供体制の確保等について定めることが義務付けられた計画であり、近年の保育ニーズの上昇が続く中で、計画を上回るニーズが出現したことを受け、平成28年10月にニーズの再調査としてアンケート調査を実施し、この調査結果において、現計画を上回るニーズの発現が確認できたことから、国が定める基本指針において求められている中間年度における事業計画の見直しを今年度を実施することとしたものである。

次に「2 見直しの検討経過」の記載内容について説明する。今年2月に開催された、子ども・子育て会議において、ニーズ再調査結果を報告し、事業計画を中間年度

に見直すこと、見直し内容の具体的な検討は、「認可・確認部会」において行うことが承認された。

次に、今年3月から8月までの間、本日の会議を含めて計4回の部会を開催し、この中には、4つの主な論点を定めて、これに基づき供給確保策等の見直し案を検討してきた。この検討結果を受け、この資料により、9月1日に開催される子ども・子育て会議本会議において、見直し案を審議することとしている。この見直し案について承認を受けた後には、今後国が発出する基本指針の改正内容等を踏まえ、年度内に事業計画の見直し内容を確定することを予定している、という内容となっている。

次に「3 認可・確認部会における検討内容」の記載内容について説明する。部会では、4つの主な論点を定め検討をしてきた。

1つ目は「大幅な保育ニーズの増大への対応」についてである。ニーズ量再調査の結果明らかとなった、1・2歳を中心とした保育ニーズの大幅な増加等に対して、既存の幼稚園に保育機能を加えた認定こども園化を最優先の供給量確保策とすることで、3～5歳児の保育ニーズのうち特に供給量の不足する2号教育と、3歳未満児の保育ニーズである3号の供給量を同時に拡大すること、また、先ほど説明した、女性就業率の上昇に伴うニーズ増についての考え方や、さらに上回るニーズに対しては柔軟に対応すること、このほか、国の通知において新たに供給量として見込むことが認められた、国が助成する企業主導型保育事業と、幼稚園における長時間の一時預かり事業を供給量の確保策として新たに盛り込むことなどを、部会で検討してきた。

2つ目は「地域型保育事業の取扱い」についてである。現行計画においては、「3号認定児に対する供給量のみが不足した場合は、地域型保育事業により優先的に供給量を確保する」とし、今年4月までに88か所の地域型保育事業所を整備してきたところだが、拡大に当たっては、当該事業を卒園した3歳以降の児童を保育所・幼稚園等が確実に受け入れることが困難となってきた状況なども踏まえて整備していくべきであるとの意見を受けて、地域型保育事業を拡充していくに当たっての対応策を定めている。

3つ目は「目標年次の在り方」についてである。現行計画においては、供給量がニーズ量を上回る目標年次を、国の指針等に基づき平成30年4月としていたが、ニーズ再調査結果を踏まえ、速やかに対応することが求められており、国が今年6月に定めた「子育て安心プラン」において、待機児童解消に必要な受け皿を平成31年度末までに整備し、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消する目標を掲げているため、本市においても、この目標を踏まえることとした。

4つ目は「保育士の確保」についてである。保育の受け皿の拡大に伴い、各保育園において保育現場の担い手である保育士確保が困難となってきた。増大する保育ニーズに対して、保育所整備と保育士確保は供給量確保のための車の両輪であることから、保育士の人材確保と資質の向上に向けた取組を保育所整備と併せて進めることにより、今後の保育の供給量の確保に向けた環境を整備することとした。

この項目では、これまでの部会で議論してきた結果を受け、以上の内容を記載している。

次に「4 ニーズ量の状況と現状の供給量との比較」の記載内容について説明する。ニーズ量については、国の手引きに基づき、推計した就学前児童数にアンケート調査による利用意向率を乗じることにより算出する。就学前児童数については、本市においても年々減少傾向にあり、今年4月の児童数の確定値を用いて就学前児童を再算定したところ、現計画から300人弱の減少となったが、一方、利用意向率は現計画より約6%高い結果となっている。

なお、今回の利用意向率の上昇は、近年の女性就業率（25歳から44歳）の大幅な上昇等による影響と思われる、また、将来的なニーズ調査結果には、今後の女性就業率のさらなる上昇分についても潜在的ニーズとして含まれていること、国が示した女性就業率の目標によって、再調査結果を上回るニーズとなることも想定されるが、現時点で推計することは困難であることから、今回の中間見直しでは、ニーズ再調査の結果に基づき計画を見直すこと、を記載している。そして、ニーズ再調査の結果からニーズ量を算出したのが、右の表である。現計画と再調査のニーズ量を比較した「ニーズ量の増減（B-A）」において、保育が必要な2・3号のニーズが、いずれも現計画を上回っている一方、幼稚園ニーズである1号は減少している。再調査のニーズ量と平成29年4月の供給量を比較した「過不足（C-B）」において不足する、2号教育・保育と3号（1・2歳）の区分別に必要な供給量を確保していくこととする、という内容である。

次に「5 供給量確保の考え方と今後のスケジュール」の記載内容について説明する。

まず、供給量の確保に当たっての考え方であるが、このたびの見直しは現計画の中間年度の見直しであることを踏まえ、現計画の基本的な考え方である「既存施設の活用」と「区間調整」を引き続き維持することとし、供給量確保の考え方を再整理している。再整理した内容としては、1点目に、これまでひとまとめに記載していた供給量確保方策の優先順位について、1・2・3号別に考え方を明確化すること。2点目に、区をまたぐ利用実態を考慮し、適切な量の区間調整を行うよう配慮すること。3点目に、認定こども園の定員設定の考え方を明確化し、幼保連携型認定こども園の場合は、1～3号の定員を定めることを原則とすること。4点目に、地域型保育事業については、卒園後の受け皿の状況を踏まえながら拡充すること。5点目に、新たな受け皿である企業主導型保育事業のうちの地域枠部分の定員と、幼稚園の一時預かり事業の定員を、2・3号の供給量として追加すること、である。

次に、保育士確保の重要性を計画上に反映するため、人材確保や資質の向上に向けた取組を進めることによる、供給量確保に向けた環境整備を推進することを明記することとしている。

また、今後のニーズの増変動への柔軟な対応として、将来的な女性就業率の上昇等に伴う計画値を超えた保育ニーズの増には、必要に応じて迅速・柔軟な対応することも明記することとしている。

これらの考え方を踏まえ、今後、行政区別の需給計画を作成していくことになり、今後のスケジュールを右側に記載している。9月末に開催する部会において、今後、

認可・確認を予定している事業者に関する審議することとしており、この審議結果により、平成 29 年度中の整備予定量が確定し、これをもって平成 30 年度当初の供給見込量が確定する。その後、各行政区・各認定区分別ニーズ量に対して平成 30～31 年の供給計画を作成していくが、作成に当たっては、国が今後予定する事業計画の基本指針の改正や、新たな供給確保策である企業主導型保育事業の来年度以降の拡充等の動向を注視しながら進める。作成した需給計画は、本会議に報告するとともに、計画策定に必要となる庁内手続きを経て、来年 3 月までに計画を確定したいと考えている。

**【主な委員意見・質問】**

なし

意見・質問はなく、9 月 1 日に子ども・子育て会議において報告・審議する、札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、の資料内容について承認された。

報告事項

**【事務局説明】**

平成 29 年 3 月 27 日に開催した部会において「認可外保育施設からの事業所内保育事業への移行」の中で審議し、ご承認をいただいた事業者が、破産によりその計画を取りやめすることになった、というものである。

取りやめすることとなったのは、「株式会社ほくおうサービス」が中央区に設置する認可外保育施設「レクランほくおう保育園」の移行計画で、今年の 9 月 1 日に移行する計画であった。

本市から市民への利用の案内・受付をしていたため、申込者には、個別説明を行うとともに、他の施設等を案内している。また、ホームページにより、取りやめとなったことについて市民への周知を行っている。

**【主な委員意見・質問】**

・この認可外保育施設の利用者は退所を余儀なくされたのか。それについて相談などはあったか。

→ 8 月末で認可外保育施設としても閉所し、利用者は退所することとなると聞いている。このことについては、事業者から報告、相談があり、利用者の処遇について、認可保育所等の利用を希望する場合には、各区において相談を受けるなどの対応をした。

・退所後の入所先がなくて困った、という相談はあったか。

→ 認可保育所の利用希望は各区役所で受けており、認可保育所等の利用を希望しない場合においても、事業者から別の認可外保育施設を紹介するなどの対応をしたと聞いている。

・経済状況に関する審査をしていなかったか。

→ 審査をしており、基準を満たしていた。